

第三次紫波町総合計画

基本構想

2020 ~ 2027

(令和 2 年度) (令和 9 年度)

紫 波 町

第1章 総合計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進行に伴う人口の減少、国際化、高度情報化の進展、地球規模での環境問題、相次ぐ自然災害の発生など、本町を取り巻く環境は大きく変化しており、とりわけ少子高齢化の進行・人口減少は、地域経済を縮小させる一方で、行政ニーズを増大させるなど、行財政運営全般に大きな影響を与えています。

国は、このような状況の中あっては地方の足腰をより強くすることが必要であるとして、これまで進めてきた地方分権改革の成果を生かしつつ、個性を生かし自立した地方をつくるとしています。

町は、今日のこのような状況を見据え、2020年度を目標年度とした第二次紫波町総合計画のもと、「環境と福祉のまち」の実現に向けて、町が持つ多彩な魅力を最大限に發揮し、町民が誇りを持って暮らすことができるまちづくりに取り組んできました。

今後はこれまでの成果をさらに発展させて、豊かな自然と都市機能を併せ持つ、魅力ある紫波町を町民の誇りとして、将来の世代に引き継いでいかなければならぬと考えます。

このことから、新たな時代を見据え、持続可能なまちづくりに向けて新しい活力と魅力を創造する第三次紫波町総合計画（以下、「総合計画」という。）を策定します。

第2節 計画の位置付け

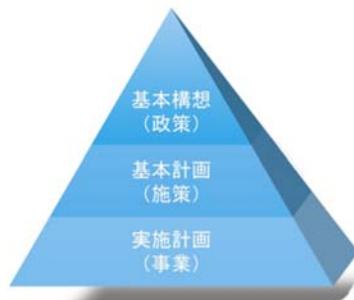
まちづくりを進めるためには、町民と行政が理想とするまちの姿や取組みの方向性を共有し、お互いに力を合せて進んでいくことが重要です。

この総合計画は、目指すべき町の将来像や、その実現に向けた取組みの方向性を示す町の最上位計画と位置付けます。

第3節 計画の構成と期間

1 計画の構成

総合計画は、次の3層で構成します。



基本構想（政策）

まちづくりの基本的な理念として、町の将来像やあるべき姿、土地利用の考え方などを示すもの

【計画期間：8年間（2020～2027）】

基本計画（施策）

基本構想の実現に向けた施策や取組みの方向性を示すもの

【計画期間：4年間（前期 2020～2023、後期 2024～2027）】

実施計画（事業）

基本計画を実行するための具体的な取組みを示すもの

【計画期間：3年間】

2 計画期間

総合計画は、令和2（2020）年度から令和9（2027）年度までの8年間を計画期間とします。基本計画については前期基本計画と後期基本計画に分け、4年を目途に見直しを行います。実施計画は3年単位でローリング方式により毎年見直しを行います。

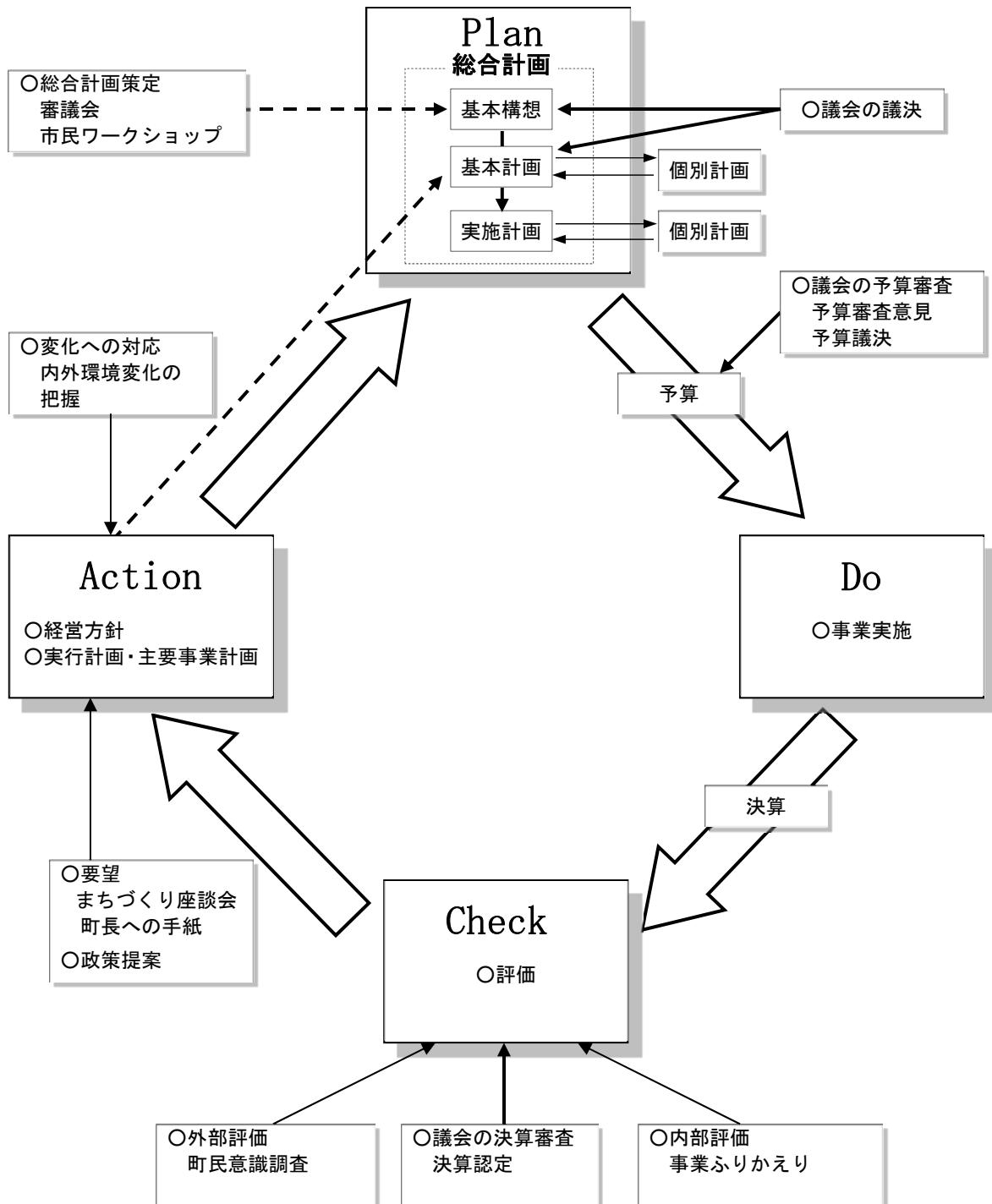
なお、予想を超えるような社会情勢の変化があった場合には、本計画を弾力的に見直していきます。

H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11
2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
第二次総合計画												
第三次総合計画 基本構想												
第三次総合計画 前期基本計画 第三次総合計画 後期基本計画												
実施計画												
町長選挙●												
第四次総合計画												

第4節 進行管理と評価

町の目指す将来像の実現に向け、総合計画が円滑に展開する仕組み、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Action）のサイクルを確立し、計画の評価と進行管理を行います。

また、評価は行政の内部評価のほか、町民等による外部評価を行います。



第5節 紫波町まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

総合計画は町の総合的な振興・発展を目的とした計画ですが、「紫波町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、総合戦略という。）」は、「地方創生」に特化し、人口減少や地域経済の縮小などに歯止めをかけるために、より効果的な施策を重点的に取り組めるよう策定しています。

そのため、総合戦略では、戦略の根幹となる人口減少対策や地域産業の振興に関する施策について、既存の政策分野にとらわれずにはじめに重点項目として取りまとめ、その内容を総合計画において分野横断的に取り組むべき重点戦略として位置付けることで、一体的かつ戦略的に推進していきます。

第2章 第二次総合計画の検証

「第二次紫波町総合計画」は、平成23（2011）年度を基準年次とし、平成32（2020）年度を目標年次とする10年間の計画で取り組んできました。基本計画については前期基本計画と後期基本計画に分け、5年ごとに見直してきました。平成28（2016）年度からの後期基本計画では、各施策の進捗状況を把握するために157項目のまちづくり指標を設定し、平成30（2018）年度において目標を達成した指標は70項目（44.6%）となりました。

1 【健康・安心】一人ひとりが健康で安心して暮らせるまちをみんなでつくります

（健康づくり、地域医療、保健、福祉）

保健・栄養指導を中心とした取組みにより、一人ひとりが健康を維持改善する意識が高まっているとともに、多様化している感染症の予防のための正しい知識を持つ人が増加しています。

社会保障分野では、「助け合いの輪を広げる」ことを目指し、国民健康保険事業の運営部門を都道府県単位としたことで、財政的に安定した保険給付が実現されましたが、今後は保険税等負担面の統一に向けた取組みが望まれます。

また、2025年問題に備えるために高齢者医療、介護保険事業等の対象者の急増や大きな制度変革へ対応してきました。

総合的には、社会福祉の各事業の裾野の広がりに対応しながら、高齢者や障がい者等の地域生活を支援する体制づくりの緒に就いたところです。

2 【自然・産業】豊かな自然と元気な産業が共栄するまちをつくります

（環境、農林業、商工業、観光交流、雇用）

循環型まちづくりを基本に据え、環境・産業施策に取り組んできました。

環境では、環境保全、廃棄物処理、3R推進等を進め、町民の環境意識が向上してきましたが、町民意識に温度差がみられます。今日、環境負荷の低減や地球温暖化への対応が求められており、さらに環境意識の定着化を図る必要があります。

農林業では、循環型農業、森林保全、木質バイオマスの活用等により、生産活動の維持及び多面的機能の発揮に寄与してきましたが、就業者の高齢化、担い手不足等の構造的な問題を抱えています。持続的な農林業の発展のために多様な担い手の確保、収益力の高い農業生産体制の構築を図る必要があります。

商工業・観光では、商店街の賑わい創出、空き家や空き店舗を活用したリノベーションまちづくり、中小企業の先端技術の導入支援、若者の雇用対策、町の魅力発信等に取り組んできましたが、依然として商業の低迷、労働力の不足及び観光コンテンツが不足しています。今後、町の豊かな自然、歴史・文化等の資源を生かした中心市街地活性化や体験型観光交流を進めるとともに、農商工連携による食産業の振興、企業立地・労働力確保対策

と起業の支援により、町の産業全体を活性化する必要があります。

3 【快適・安全】人と情報がつながりあう快適で安全なまちをつくります

(土地利用、都市計画、道路・河川、上下水道、住宅・公園、公共交通、交通安全・防犯、消防・防災)

市街地の形成に関しては、前期計画期間における日詰駅前土地区画整理や紫波中央駅前での公民連携手法を活用したオガールプロジェクトなど、交通結節点である鉄道駅を中心としたまちづくりを進めてきた波及効果が現れていると言えます。

一方、日常生活に欠かせない飲料水の供給や下水道での汚水処理などの安定的なサービスの提供、町管理河川の改修による大雨災害の被害抑制に努めてきたところではありますが、町民の要望に応えきれていない状況となっています。

この快適・安全の分野は、インフラの整備など成果が形として見えるため、地域内の道路や交通安全施設の整備、住環境や公共交通などの利便性の向上が、より町民の実感につながると考えられますが、現状としては、進行中の古館駅前における交通環境改善の早期完了が強く望まれているところです。

生活インフラの整備には多くの経営資源の投入が必要となることから、施設の維持管理に民間活力を積極的に取り入れ、効果的かつ効率的で持続した運用に努めるなど、今後も財政の健全性に留意し、計画的な老朽化対策に取り組みつつ、引き続き施策の進展を図る必要があります。

4 【子ども・教育・文化】まちを誇りに思える子どもを育てます

(子育て、学校教育、生涯学習、文化・文化財、スポーツ)

社会人として「生きる力」を育み、町民憲章の実現に貢献する人材を育てるため、学校教育及び子育て支援、社会教育の視点から、人づくりに関する施策を展開してきました。

主な成果として、学校教育は、多様な人と関わり合うことができる良好な教育環境を整えるため、学校再編基本計画に基づく小中一貫校開校準備委員会等の設置・運営を行いました。学校給食は、民間へ調理業務委託を行い給食の安定供給に努めました。子育て・子育ち支援については、児童施設における待機児童の解消と安心して子どもを預けられる施設の在り方の検討を進め、長期的視点に立ち整備方針を示しました。生涯学習は、関係機関との連携によりホストタウンとして登録し、カナダバレーボールチームの誘致に向けた活動等を展開しました。

今後、学校及び児童施設の再編や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度の導入、老朽化する施設の管理方針策定など、町の教育行政は大きな転換期を迎えることとなります。引き続き、社会情勢の変化に対応できる力と積極的で心豊かな人の育成を目指すための施策を模索していきたいと考えます。

5 【自治・参加】対話と協働で豊かな公が息づくまちをつくります

(市民参加、コミュニティ、男女共同参画・国際交流、情報、行財政)

町は、協働のまちづくり、公民連携のまちづくりを推進することで、豊かな公が息づくまちの実現を目指してきました。

市民参加の施策については、条例により行う市民参加の進め方についての意見はあるものの、市民参加制度そのものの定着が図られました。

多様なコミュニティの施策については、全てのニーズに応えることはできなかったものの、主体的に取り組む町民の活動と町の人材育成事業及び市民活動支援事業によって、数多くの町民の思いをかたちにすることができます。一方で、担い手の高齢化や人材不足によって、継続が難しい活動も出てきています。

男女共同参画の施策については、男女の身体性差に応じた健康づくり支援など施策の対象範囲の拡大を図りつつ、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。しかし、男女共同参画の意識の定着は思うように進んでいません。

情報施策では、通信インフラについて、携帯電話不感世帯の解消、光回線の全町普及など一定の成果を得られました。公民連携で整備された情報交流館では、多くの町民に利用される町の情報拠点として、まちづくりや農業等の産業振興に寄与する事業を展開しています。

広聴広報においては、継続した町民意識調査による町民意識の見える化、プッシュ型による緊急情報等の提供も図られました。一方で、高齢者への情報発信や町民と町の幹部が直接対話するまちづくり座談会の参加者の拡大には課題を残しています。

行財政分野については、職員の接遇に町民からの厳しい指摘もあり、なお一層の改善が必要です。財政は、民生費等の増大により、一層厳しさを増しています。さらに、道路や施設といった公共資産の老朽化に伴い改修が必要となりますが、今後も民生費に多くの財源を配分しなければならないことや施設整備に対する国の補助（交付金）が多く見込めないことから財源の確保が困難な状況です。

第3章 紫波町を取り巻く環境

第1節 我が国の状況

世界の人口は2019年現在の約77億人から、2050年には約97億人へと今後30年で20億人が増加すると予測されています。また、都市部に人口が集中し、2050年には世界の人口の約68%が都市に住むと言われています。このような中、世界中の都市は、自然災害やテロなどの突発的な危機（ショック）や人口変動、貧困といった慢性的な重圧（ストレス）にさらされています。

このことから国連において平成27（2015）年9月、持続可能な開発目標（SDGs）¹が採択されました。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、SDGsには17の目標と169のターゲットが示されており、世界中で政府や企業、市民社会、研究者、女性、若者など、誰もが参加し、取り組める目標とされています。

我が国においても、大雨や台風、地震等の自然災害、少子高齢化の進行に伴う人口減少、社会資本ストックの老朽化等のショックやストレスにさらされており、各自治体は持続性を確保していくためにも、地域のレジリエンス²を高めることが求められています。

1 少子高齢化と人口減少の進行

我が国の総人口は平成20（2008）年の1億2,808万人をピークに減少局面に入り、平成30（2018）年現在、1億2,644万人に至っています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、総人口は2065年には約8,808万人にまで減少することが予測されています。また、生産年齢人口（15～64歳）についても、平成7（1995）年の8,726万人をピークに減少に転じ、平成30（2018）年には7,545万人となっています。さらに、2065年には約4,529万人にまで減少すると見込まれています。

人口減少は労働力の低下や消費活動の縮小の引き金となり、経済活動が停滞することによる税収の減少が懸念されます。また、高齢化の進行により社会保障費が増大することで財政状況が厳しくなることも予想されます。

さらに、高度成長時代からの拡散した市街地構造のまま人口減少の局面を迎えることは、市街地で都市機能を維持することが困難になったり、空き家の問題が深刻化したりするなど、都市政策にも大きな影響を与えてています。

こうした中でも、安心して子どもを産み育てられる環境や、女性や高齢者、障がい者、外国人等、誰もが働きやすい環境づくり、働き手の能力開発や働き方改革、適切な労務管理等により、労働意欲をかき立て、労働生産性を高めていくことが求められています。

¹ 持続可能な開発目標（SDGs、エス・ディー・ジーズ） 2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものである。（外務省HPより）

² Resilience（レジリエンス） 災害などの突発的な変化を「ショック」、人口変動や貧困といった慢性的な重圧を「ストレス」と位置づけ、ショックとストレスに対して、より着実に、耐久し、反応し、適応するための能力。

併せて、仕事だけでなく生涯にわたって活躍できる場があり、一人ひとりが健康でいきいきと暮らせる社会を作っていくことも大切となっています。

2 自然災害等に対する不安の増大

我が国では、平成23（2011）年の東日本大震災をはじめとして、台風や集中豪雨、地震、津波等の大規模自然災害が多発し、将来においても南海トラフ地震や首都直下型地震、火山噴火等の可能性が指摘されています。また、平成24（2012）年には中央自動車道笹子トンネルにおいて天井板落下事故が発生するなど、社会資本ストックの老朽化問題が顕在化しています。

また、少子高齢化や生活様式の変化等により、地域で活動を支える人材の不足、住民相互の連帯の希薄化が生じるなど、地域コミュニティの力が低下し、子育て世帯や一人暮らし高齢者の孤立、防災体制や治安維持体制の脆弱化等の社会的不安につながっています。

このように、自然災害はもとより日常の営みの中にあっても不安が増大していることから、一人ひとりの危機管理意識の醸成を図るとともに、地域で支え合う力を高めることが求められています。

未曾有の大災害となった東日本大震災を教訓として、情報伝達機能の強化、消防・救急活動や地域の自主防災活動等を通じた、より一層の防災・減災体制の強化が求められるとともに、誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていく上で、防犯や交通安全、健康増進、食の安全等、日常生活における安全や安心の確保も求められています。

3 情報化と国際化の進展

情報通信技術の飛躍的な発展とともに、これを背景とした国際化の急速な進展に伴い、経済のグローバル化や人的交流の拡大が急速に進んでいます。

地方自治体においても、インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォンアプリ等の情報通信技術を活用して便利で開かれた行政を運営するとともに、これからの中堅社会にスムーズに順応できる子どもたちを育むために、国際理解が深められ、国際感覚が養われる教育環境づくりが求められています。

さらに、情報化や国際化の進展を契機として、各地域の持つブランド力を強化し、広く内外に発信することで、多くの人を呼び込み、交流で賑わう活力ある地域を作っていくことも大事な視点となっています。

人口減少によって国内市場の拡大が見込めない中では、外需の取り込みを進めるとともに、限られた労働力でより付加価値の高い産業の振興を図るなど、産業の高度化が求められています。

また、AI（人工知能）やRPA（業務自動化）等の高度情報技術、キャッシュレス化の進展等によって業務が効率化され、限られた人的資源をより付加価値の高い業務へシフトできるようになると期待されています。

4 広域交流の基盤整備と活発化

我が国の高速交通ネットワークの整備は、ここ50年間で相当程度進展しました。高速道路網、新幹線の整備に加え、空港、港湾の機能強化が進み、広域交流が活発化してきています。国民一人当たりの国内宿泊観光旅行回数及び宿泊数ともに近年は増加傾向にあり、また、平成30（2018）年の訪日外国人旅行者数は過去最高の3,119万人を記録し、5年前の平成26（2014）年と比べて2.3倍と急速に増加しています。

広域交流の活発化は人々の活動範囲を広げ、観光や産業等の経済活動が活性化されることによって、一層の地域間競争が激しくなることが予想されます。これに対応するためには、地域資源を生かし、新たな価値を創り出す産業にシフトするなど、地域の強みを生かした対策が求められます。

5 地球環境問題の深刻化

地球温暖化をはじめとする地球環境問題が深刻化しつつあります。一人ひとりが自らの生活に身近な問題として捉え、取り組みを進めなければなりません。温暖化問題に対応する低炭素社会の構築に向けた取組みや、身近な生活空間の衛生環境を向上させる取組みを進め、美しく潤いある環境の創出が求められています。

地球温暖化の進行に伴い、台風や豪雨の勢力が強大化する傾向にあり、これらによる災害発生のリスクが高まる一方、気温上昇や干ばつによる農業生産量の減少や、海洋生態系の損失による水産資源不足など、食糧を確保する上で多くの影響を受けることが予測されます。また、発展途上国の経済成長と人口増加により、今後、エネルギー消費量は大幅な増加が見込まれ、様々な資源の獲得競争も激化すると懸念されています。限りある資源を効率的に利用していくことで、持続可能な社会を構築することが求められています。

6 価値観や行動様式の多様化

社会の成熟化に伴い、人々の考え方は、モノの豊かさを重視する考え方から、家族とのふれあいや地域とのつながり、自然との共生など、精神的な満足感や心の豊かさを重視する方向へ変化しています。

高齢化の進行とともに健康への意識が高まっているほか、日常生活を豊かにする芸術や文化、スポーツ、地域活動等にも関心が向けられています。

価値観や行動様式が多様化する中で、一人ひとりが、より主体的に考え方行動するようになり、こうした人々の活動意欲の高まりを受けて、多様な年代の人々がそれぞれの強みを生かして活躍するための場づくり、様々な活動機会の充実、町民と行政との協働の推進などが重要になっています。

7 地方分権の進展と住民協働の推進

地方分権の取組みが始まってから25年が経過した現在、国は「個性を生かし自立した地方をつくる」を目指す姿として、従来からの課題への取組みに加え、地方の「発意」と「多様性」を重視した取組みを重視しています。地方自治体においては、自己決定・自己責任のもとに、地域のニーズ応じたきめ細かな行政サービスを提供するとともに、持続可

能な行財政基盤を強化することが重要となっています。

行政サービスの提供にあつては、限られた人材で効率的で効果的に進めるために、より一層の行財政改革や職員の資質及び能力向上が求められています。

同時に、地域のことはそこに住む住民が主体的に決めることのできる地域の実現に向けた取組みも重要とされています。住民が主体的にまちづくりに参画し、行政との適切な役割分担によって実現する協働のまちづくりが求められています。

第2節 紫波町の状況

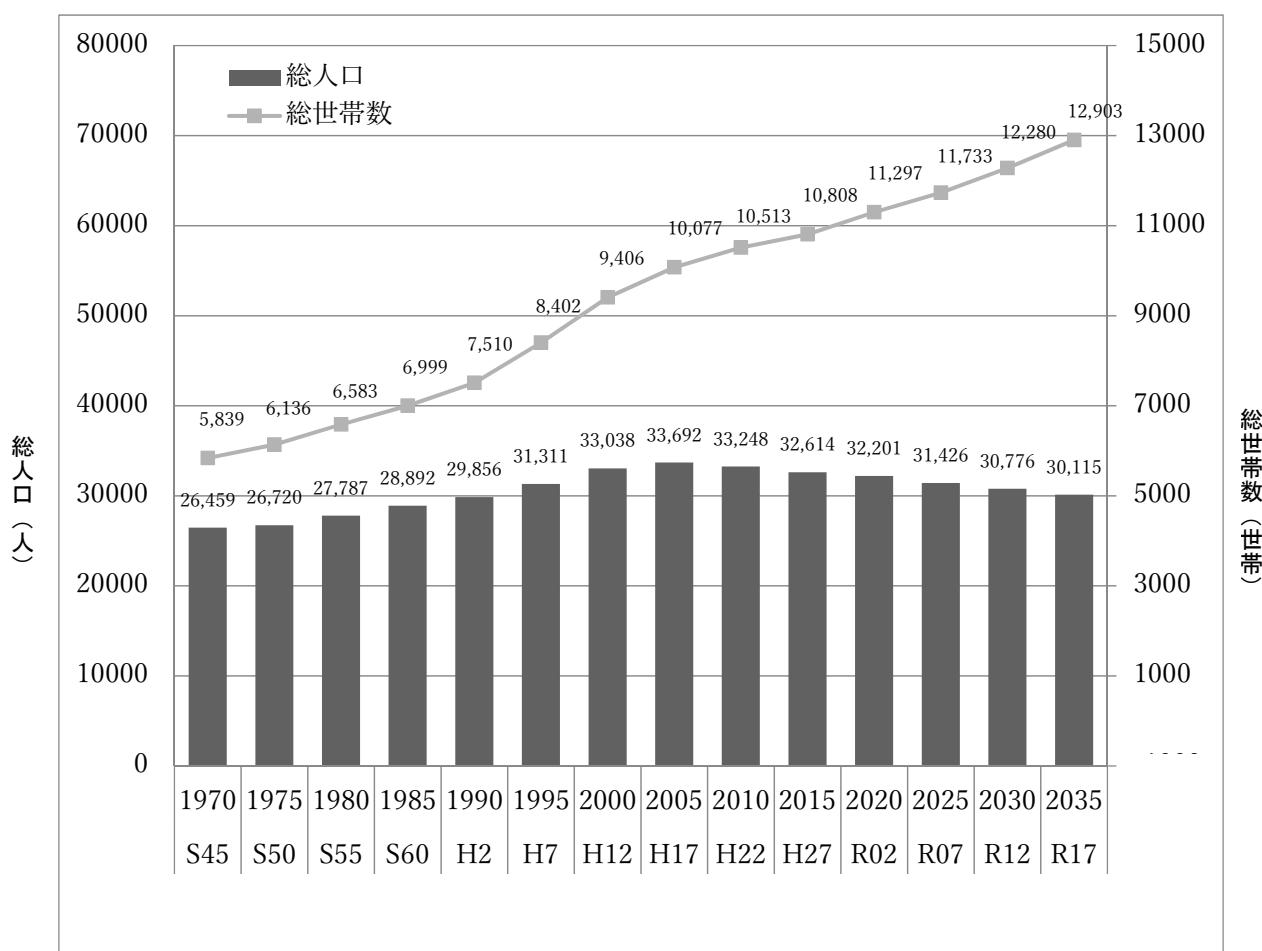
1 人口の将来見通し

(1) 総人口・総世帯数の推移と見通し

町の人口は、平成 17（2005）年の 33,692 人をピークに減少に転じており、人口ビジョン³の推計によると令和 17（2035）年には 30,115 人まで減少し、その後も減少傾向が続くものと見込まれています。

世帯数は、核家族化の進行などにより増加傾向にあり、平成 27（2015）年の 10,808 世帯から、令和 17 年には 12,903 世帯になるものと見込まれています。

総人口・総世帯数の推移と見通し



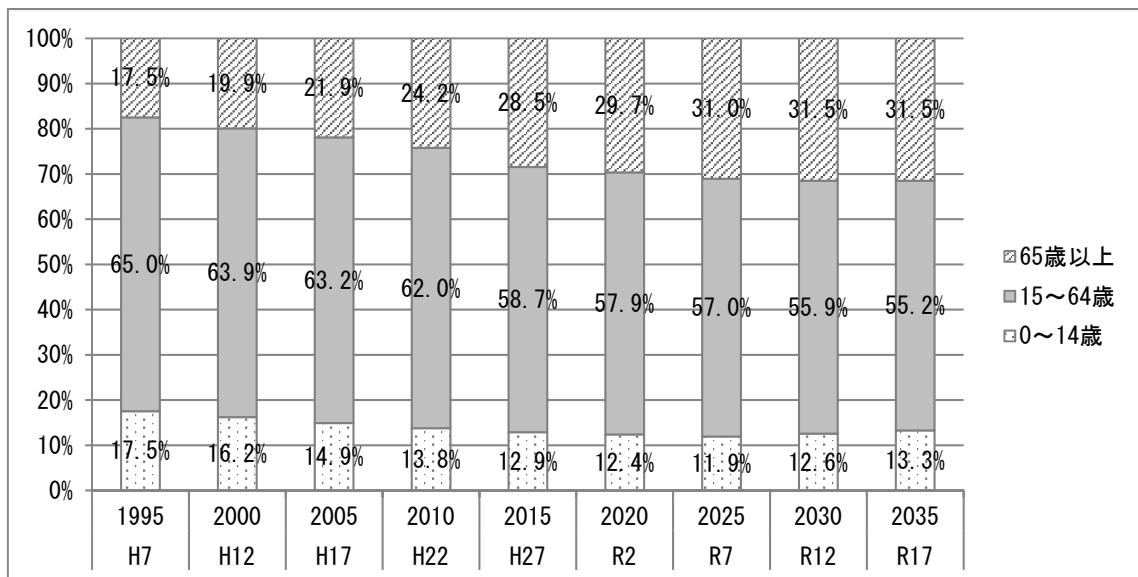
※H27 年までは国勢調査。R2 以降は推計値。

³ 紫波町まち・ひと・しごと創生総合戦略 人口ビジョン

(2) 人口フレーム

年齢3階層別人口を見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方、高齢者人口（65歳以上）は増加が続き、今後も少子高齢化が進行すると見込まれています。

人口フレーム

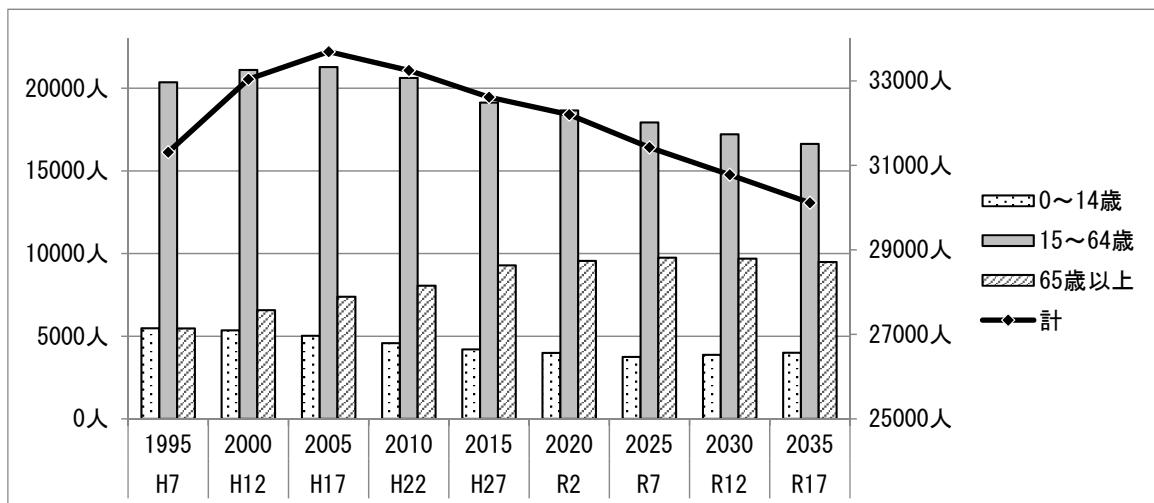


※H27までは国勢調査。R2以降は推計値

(3) 高齢者人口

町の高齢者人口は令和7（2025）年までは増加を続け、その後は減少に転じると見込まれています。しかし、総人口が減少している中でも高齢化率は上昇し続け、令和12（2030）年には31.5%になると推計されています。

総人口と年代別人口



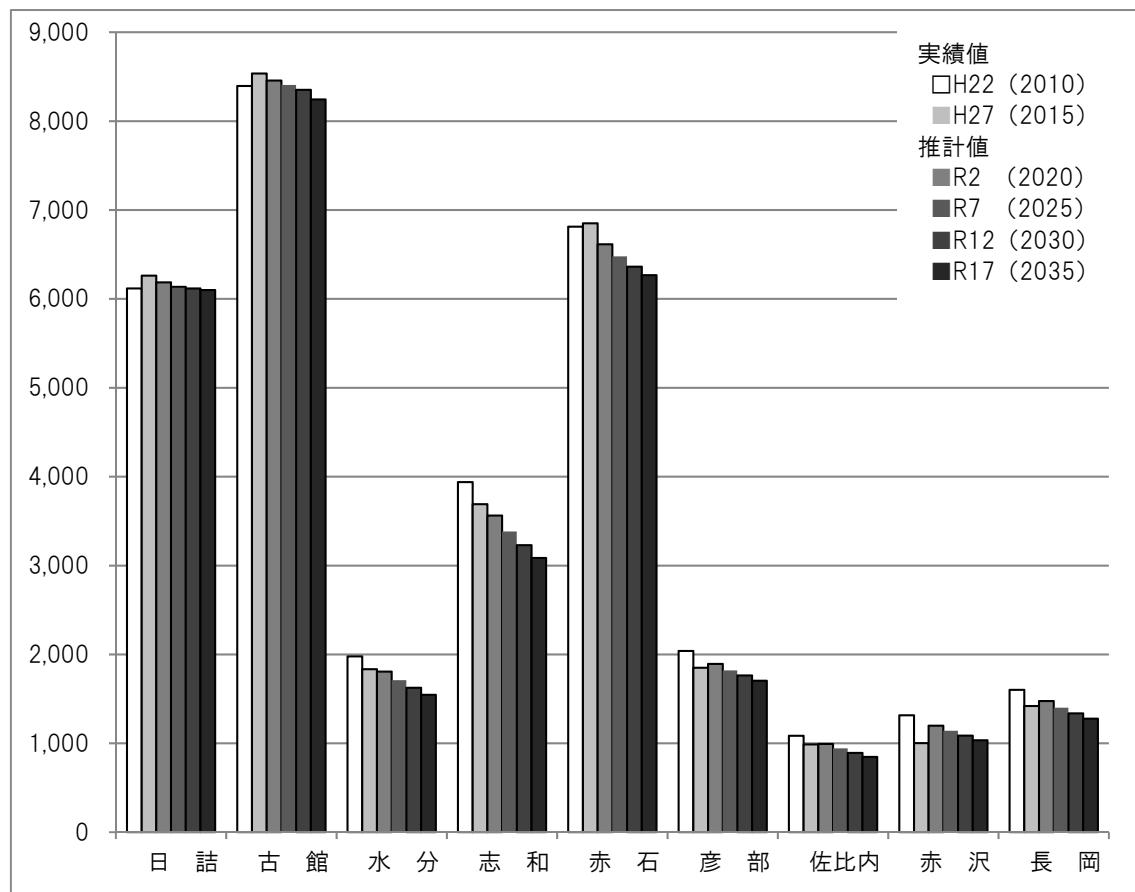
※H27までは国勢調査。R2以降は推計値。

(4) 地区別人口

中央部（日詰、古館、赤石地区）では平成 27（2015）年までは微増しましたが、その後は減少する見込みとなっています。

西部（水分、志和地区）と東部（彦部、佐比内、赤沢、長岡地区）においても減少が続くと見込まれますが、これまでよりも減少速度が加速すると予測される地区も出てきています。

地区別人口



※H27 までは国勢調査。R2 以降は推計値。

第4章 分野別の現状と課題

1 健康・安心

○ 誰もが健やかに

医療・介護・福祉などの地域で生活を支えるサービスや相談できる場所はあります
が、問題が複雑・多様化し、解決するのに時間を要しています。

町内では、運動環境の整備や運動教室など、各種取組みが充実し始めており、食事・
運動・睡眠を意識して自分は健康であると認識している人の割合は、平成30（2018）
年で60%を超えていました。

一方で、定期的に運動している人の割合は、平成22（2010）年と比較すると約4%
減少、健診の受診率も年代によって偏りが見られるなど、意識と行動に差が見られま
す。⁴

○ 認め合い、支え合い

見守りや支え合いが大切であると考える人の割合が40%を超え⁵、町民主体の集まり
や居場所づくりも徐々に増え始めていますが、自ら積極的に集まりに参加できない人
への関わり方が課題です。

また、精神障がい等、目に見えない障がいを抱えている人が増加傾向にあり、障が
いへの正しい理解が求められています。

2 自然・産業

○ 資源

町を見渡すと、自然と人間が共存する里山機能と、洗練されたデザインの都市機能
の両方が調和しながら広がり、景勝地や名所、史跡など、歴史や人物と結びついた場
所、ものづくり、基幹産業である農業と豊かな食、資源循環、温泉施設や歴史ある商
店街など多くの資源と営みが息づいています。こうした環境、産業、資源の多様性が
町の大きな魅力です。

一方で、これまで受け継がれてきた産業や文化の継承が、少子高齢化や生活様式等
の変化の中で困難になってきています。

○ 人材

近年、町の中央部では宅地開発に伴う子育て世代の転入が増加する一方で、若年層
の町外（県外）転出や高齢化に伴う人口減も続いている、後継者不足は多くの産業の
共通課題です。生産の効率化や幅広い労働力確保の取組みが必要となっています。

○ 新たななりわい

オガールエリアの宅地開発の中から環境と暮らしに優しい「紫波型エコハウス」が
生まれ、日詰商店街エリアでは、遊休不動産を活用したリノベーションによる起業も

⁴ 平成30年度元気はつらつアンケート調査（紫波町）

⁵ 平成29年度地域福祉活動計画アンケート（紫波町）

出てきました。

また、農畜産物に新たな価値を加え、収益力を高める6次産業の形が構築されはじめ、農と異種産業との組み合せからこれまでにない産業の創造が期待されます。

○ タウンプロモーションの推進

町は、利便性の高い中央部から自然が豊かな中山間地域まで、多様な環境の中で、食、歴史・文化、スポーツ、観光など幅広い資源に恵まれた豊かさを持っています。

この豊かさを町内外に広く発信し、町の知名度やイメージを高めることで、関係人口の増大や、地域の活性化につなげていくことが求められています。

3 安全・快適

○ 社会インフラ

高度経済成長期以後に整備された道路や橋りょう、施設等の老朽化が進み、建設よりも維持管理の比重が大きい時代に変化しています。こうした中、今後の人口減少を見据えた上で、財政負担を抑え持続可能で効率的な手法の選択や、行政と町民や団体、企業が協働していくことが求められています。

町では、国道4号やJR東北本線沿いを中心に住宅開発や商業施設の建設等で住環境整備が進む一方、町全体で約400件の空き家が点在しており、今後も増加が見込まれます。空き家活用については関心が高まってきており、自ら遊休不動産に付加価値を生み出して生かそうとする動きも増えてきています。

○ 災害対策

大雨のたびに浸水被害が多発していた平沢川は約30年かけて改修工事を行ったことで、浸水被害からの安全性が高まっています。しかしながら、近年は大型の台風や異常気象による局地的大雨も多く、防災・減災は安全で安心な生活をする上で重要度が高まっています。町民一人ひとりが命を守る行動をとることが大事であり、各地域では「自主防災組織」の結成が進み、防災訓練や研修会などの活動が行われています。

4 子ども・教育・文化

○ 子育て、教育

少子化により、紫波町全体としては人口が減少していますが、中央部（日詰、古館、赤石地区）の地域では宅地開発が活発であり、子育て世代の社会が増えています。

これは、交通の便が良く、医療資源が近隣市町に多いことや町内の子育て支援体制が充実しており、子育て世代や支援を必要とする子どもにとって暮らしやすい町だからと考えられます。

子育て支援活動（子育て応援センター・支援センター、ボランティア）も充実し、保護者への寄り添いの場が多様に展開され、未入所の親子も頼れる環境が充実してきています。保育施設の受入体制は、平成26（2014）年度に比べ155名の拡大整備をしたもの、働く子育て世代も増えたことにより保育所の利用希望は多く、待機児童数は岩手

県内で最も多い状況にあります。

少子化の影響を受け、児童・生徒数が平成 20（2008）年度から平成 30（2018）年度までの 10 年間で約 600 人減少し、学校規模が変化しています。また、特別な支援を要する児童生徒の割合は高まっているほか、不登校や別室登校している子どもも一定数います。

こうした課題に対し、複式学級指導講師やスクールヘルパー、適応支援相談員等の人的な配置や、特別支援学級や適応支援教室の設置・運営といった、個々に寄り添った環境の整備に努めています。

また、児童生徒に係る相談に関わる中で、豊かな体験等を通して、子どもが自ら考え行動したり、乗り越えたりすること、子どもが健全な地域社会との関わりを持つ時間や機会が減少していることが要因と思われるケースも見受けられます。家庭、児童施設・学校、地域が連携した、子どもの心豊かな育ちを支えていく体制づくりが必要です。

○ スポーツ、生涯学習

公共スポーツ施設は老朽化が進んでいます。また、町内で活動するスポーツ少年団は、人員不足から統廃合が進み、組織数が減少している現状があります。

一方、県内で唯一の自転車競技場が所在しているほか、紫波総合高等学校が自転車競技において全国大会レベルにあり、国際大会に出場する選手も輩出しています。また、オガールエリアでは民間によるスポーツ施設、スポーツ合宿の基盤整備が進んでいます。

小・中学生の地域行事の参加率は小学生 88%、中学生 80% であり、全国的に地域離れが進む中で、子どもと地域がつながる機会が保たれています。一方で、子どもやその親が民俗芸能や歴史、文化財など地域固有の文化に触れることができる場や機会が限られており、文化の継承、担い手の育成に結びついていない現状があります。

5 自治・参加

○ 協働による共生社会づくり

少子高齢化、過疎化の進行などによる地域のコミュニティ機能の低下は、日常生活はもとより、大規模災害時において住民生活に大きな不安をもたらします。このため、日頃から自治会活動等を通じて地域のコミュニティ機能の強化に努めるとともに、各地域や集落が相互に交流し補完する関係を築く等、地域を超えた新しいつながりが重要になっています。

また、限られた財源で多様化する町民ニーズに対応するためには、町民やボランティア、N P O などと行政が地域課題の解決に向けて連携・協力するとともに、民間活力を生かしたまちづくりが大切です。

○ 地域コミュニティの多様化

町の世帯数は、平成 12（2000）年の 9,721 世帯⁶から平成 30（2018）年では 12,045 世帯と、この 18 年間では約 2,300 世帯（約 23%）増加しています。一方、世帯人員

⁶ 世帯数はいずれも 3 月末、住民基本台帳より。

は3.50人から2.74人に減少しており、核家族化や子どもを持たない世帯が増えていると考えられます。

核家族化によって地域での声のかけ合いや助け合いが減っているという声もある一方で、新旧住民が協働し、行政に頼らない地域経営を目指して地域運営組織をつくる動きが始まるなど、特色ある地域コミュニティも見られるようになってきました。

○ 次世代人材の育成

地域コミュニティの多様化に伴い、地域の担い手に求められる役割も変化しています。少子高齢化が進み、地域の担い手が減っている中で、今までどおりの役職を維持していくのが困難になっています。また、昼夜間人口比率は、平成27（2015）年国勢調査では81.5%となり、町外に通勤や通学をしている人の割合が増えており、地域への関心の低下が懸念されます。こうしたことから、地域への関心を高める取組みに加え、地域に必要な役割の再検討や次世代人材の育成が重要になってきています。

○ 情報化社会の進展

総務省の調査⁷によると、平成22（2010）年に約10%であったスマートフォンの世帯保有率は平成30（2018）年には約79%まで上昇し、同様に約40%の世帯がタブレット端末を保有しているとされています。また、国民の約60%が何らかの形でSNSを利用しているとの調査もあります。このように、私たちの生活の中に、デジタル技術を活用した通信機器が急速に浸透し、また、アプリケーションを通じた多様なサービスの出現によって、日常のコミュニケーションや消費スタイル、余暇の過ごし方など、それぞれの生活シーンにおける行動様式が大きく変化しています。

6 行財政経営

○ 行財政改革の推進

町の財政状況は、少子高齢化や人口減少などに伴う税収の伸び悩みと社会保障費の増大などが見込まれる中で、これまで以上に厳しくなるものと想定されます。財政の健全性を堅持するためにも、事業の必要性や優先度を十分に見極め、喫緊の課題に対して重点的、効果的に予算を配分する必要があります。

また、高度経済成長期に集中的に整備された公共施設の老朽化が進んでいることもあり、既存施設の管理においては維持・更新だけではなく、再編統合や廃止など、今後、さらなる行財政改革を推進することが必要です。

⁷ 令和元年版情報通信白書（総務省）

第5章 まちづくりの将来像・基本理念

第1節 まちづくりの将来像

自然や農村空間と都市的なコンテンツとの調和がとれた環境の中で、町民をはじめ、町に関わる多様な人たちがお互いを尊重し、認め合い、支え合うことで、心豊かに暮らせる地域をつくり、町に暮らす誰もが町民であることに誇りを持ち、将来に希望を抱けるまちをつくっていきます。

そして、多くの人から、「暮らしてみたい」、「暮らしてよかったです」と思ってもらえる町を目指し、まちづくりの将来像を次のとおり定めます。

「暮らし心地の良いまち」

第2節 まちづくりの基本理念

循環型のまちづくり × 協働のまちづくり × 多様性あるまちづくり

これまで進めてきた「循環型のまちづくり」と「協働のまちづくり」の取組みを継続・深化させながら、町民一人ひとりの「多様性」を強みにまちづくりを進めます。

【循環型のまちづくり】

資源循環、環境創造、環境学習⁸を軸とした循環型のまちづくりを引き続き推進し、環境への負荷を減らすことで未来の環境を守ります。また、町内外の人との交流、経済の循環、歴史や技術の伝承等も循環の視点で捉え、まちづくりに生かしていきます。

【協働のまちづくり】

町民一人ひとりが豊かな人生を送るために、「私たちみんなが自分たちで考え自分たちで創る」⁹という自主性を基本とし、町民、行政、事業者が対等の関係で話し合い、相互に理解を深めながら、各々の特性を生かして、連携してまちづくりに取り組んできました。

こうした協働の取組みを更に深化させながら、目指す姿を町民と共に創っていきます。

【多様性あるまちづくり】

一人ひとりの生き方や価値観の多様化が進んでいます。全ての町民があらゆる場面でお互いを認め合い、理解し合うことにより、人と人との豊かなつながりをつくります。

このつながりからお互いの信頼感が生まれ、地域での見守りや支え合いの礎となります。

誰もが安心して住み続けられるよう、一人ひとりの多様性を認め合い、支え合うことができるまちづくりを進めていきます。

⁸ 2016 環境・循環基本計画より 資源循環（有機資源循環、森林資源循環、環境負荷低減の推進）、環境創造（多様な生物・自然との共生、低炭素化社会の推進、快適な生活環境の向上）、環境学習（身近な環境を知り・守る、伝統や文化を学び・伝承する）

⁹ 2006年3月 紫波町の協働を考える会議報告書より

第6章 未来を実現するための分野別方針

「循環」と「協働」に「多様性」の視点を加えたまちづくりに取り組むことで町民一人ひとりが「暮らし心地の良いまち」を実感でき、将来にわたって持続可能な社会の実現を目指していくため、5つの分野で取り組むべき方向を次のとおり示します。

1 【健康・安心】 誰もがその人らしく健やかに暮らせるまち

(健康、医療、福祉、食育)

町に住む誰もが、いつまでもその人らしく健やかに暮らしていくため、お互いを認め合い、支え合いが生まれてくるまちをつくります。

○ 健康

一人ひとりがその人らしく健康でいるために、運動の習慣化の推奨や疾病予防のための情報提供により、生活習慣全般の見直しの動機付けを行います。また、健診受診や積極的な健康相談の利用を呼びかけつつ、セルフケアに対する意識の向上を目指します。

○ 医療

全ての人が適正に医療制度を利用できるように、医療環境を整備するとともに、制度について不断の周知が必要です。また、健康意識の維持向上とそれを支援する行政等の活動により医療負担の逓減を図る一方で、医療費用の増加が保険料等の増加に直結することに理解を求めていく必要があります。

○ 福祉

少子高齢化に起因する生活上の様々な問題を解決するために、高齢者・子ども・障がい者をめぐる関係機関で多職種連携と地域の支え合いが求められており、高齢者等がその人らしく生活できるよう包括的に支援する体制をつくります。

2 【自然・産業】 豊かな環境と町の魅力を生かしたなりわいがあるまち

(環境、農業、森林・林業、商工業、観光交流・定住、雇用・就労)

昔から大切に守られてきた自然や先人たちの知恵・技術は、町の財産です。

この魅力に気付き、多様な世代がお互いにつながり合いながら、これらを生かし、新たな知恵や技術で挑戦し続けることで自らなりわいを生み出し、豊かな暮らしを未来へと紡いでいきます。

○ 環境・産業

先人から受け継いできた自然環境や産業の営みを持続させ、次世代へ残すためには、これまで以上に環境負荷を考慮した循環型社会を目指す必要があります。

基幹産業である農業においても、美しい農村や緑豊かな山林の姿を維持し、多様な産業と融合しながら発展する体制を構築するとともに、様々な担い手を確保していくことが重要です。また、地理的特性などの強みを生かし、自然環境と都市機能の調和を図りながら商工業の発展を促進することで、町の経済の活性化を図り、幅広い世代がいきいきと働く活力あるまちを目指します。更に、歴史・自然の観光資源と豊かな食産業の価値と魅力を高めながら町内外に幅広く発信することで、将来へと力強く発展するまちをつくります。

3 【安全・快適】 自然と調和した安全で快適なまち

(都市計画、道路・河川、上下水道、住宅・公園・公共交通、交通安全・防犯、消防・防災)

環境の変化に対応した社会インフラの機能を維持しつつ、新たな地域のつながりや価値を生み出していくために、様々な世代が、そして町民と行政が、それぞれに知恵を出し、協力し合うことで、自然と調和した安全で快適に暮らせるまちをつくります。

○ 防災

異常気象が増加している中、災害に強いまちを目指しています。行政だけでなく災害に対する意識を高めようと、各地域で自主防災組織が増加しており、一人ひとりが防災に自主的に取り組めるような知識や正しい情報を判断する力を醸成していくとともに、地域内、さらには地域間で助け合うつながりを生んでいきます。

○ インフラ

住民生活に必要なインフラを維持していくため、行政が行う定期検査等の予防保全とあわせて、町民の積極的な参加を得ることで、より安全なまちをつくります。

○ 遊休空間・不動産

遊休不動産を活用し付加価値を生み出そうと活動を始めている団体が生まれつつあり、今後不動産や空間を有効活用し人が集まるごとにぎわいが生まれ、地域のつながりが形成されます。

4 【子ども・教育・文化】 郷土を愛し未来を切り拓く人に満ちたまち

(教育、子育て支援、生涯学習)

人がそれぞれのライフステージにおいて充実した時間を過ごすためには、幼児期から老年期に至る全ての過程において成長を続けることが肝要です。わたしたちには、共に知り、為し、人間として生きることを学び、成熟し、そして、未来を切り拓く次世代へと大切なものを橋渡しする使命があります。このことを見据え、人と人が支え合うことができる魅力あるまちを創造します。

○ 教育

個性の伸長と個々の学びの場を確保するため、互いに認め合い、支え合える体制と主体的・対話的で深い学びを実現する教育環境の整備に努めます。

○ 子育て支援

全ての家庭が安心して子育てができる、子どもの心豊かな育ちにつながるよう、地域社会全体で、それぞれの役割を担いながら、子育て家庭を支えるまちを目指します。

○ 生涯学習

人と人、人と地域がつながる機会をさらに充実し、様々な歴史・文化資源やスポーツ活動に身近に触れることで、一人ひとりが多様な選択肢を持ち、互いに尊重し合える社会をつくります。

5 【自治・参加】 多様性とつながりのある暮らし心地の良いまち

(協働、コミュニティ、共生社会、情報)

多様な人がお互いに尊重し、認めあい、つながりあう、「くらしごこちのよいまち」をつくります。

○ 協働・コミュニティ

旧来から見直しがなく続いている組織や役割、活動などは、高齢化や人口減少が進む中で地域の大きな負担となっていることから、地域コミュニティの仕組みを見直すことが必要です。地域ごとの特性や人口構成、土地柄等に合わせて、自分たちが必要だと思う組織や役割、活動を地域が主体となって見直すとともに、地域活動の中で新たな担い手を育てていきます。

○ 共生社会

町民一人ひとりがお互いの個性や特徴を理解し、認め合い、支え合うことのできる地域社会を築いていきます。そして、多様な人たちがつながり合うことで、この町で暮らす心地よさを感じることができるまちをつくります。

○ 情報

町に暮らす誰もが、自分に必要な情報を得られるとともに、自分の意見を伝えられる環境を整えていきます。また、溢れる情報を正しく判断し、上手に活用できるよう支援します。情報は人やコミュニティをつなぐ媒体でもあることから、人づくりやまちづくりに有益な情報を提供します。

※ S D G s と第三次紫波町総合計画の関係性

S D G s には 17 の目標があり、169 のターゲットが示されています。町が取り組む第三次総合計画の 74 の施策の項目と照らし合わせると 100 のターゲットに合致しており、町の目指す姿が、S D G s と理念を共有しています。本計画において、S D G s が目指す「持続可能な世界」の実現に向けて取り組んでいきます。

第 7 章 政策を実現するための行財政経営方針

限られた経営資源を生かし、より質の高い行政サービスを町民に提供していくとともに、自主財源の確保に努めながら財政の健全性に配慮し、持続可能な行政経営を進めます。

また、時代や環境の変化に伴う要請に柔軟かつ的確に対応できる職員の育成や、組織体制の不断の見直し、各部課横断の取組みを進めていきます。

○ 行政経営

人口減少による町税収入の減少、インフラを含む公共施設等の老朽化、社会保障費の増加など厳しい経営環境の中で、町民との協働を軸に、事業の重点化や施設の集約化・複合化による効率的な運用など、選択と集中の視点に立って限られた経営資源を活用しながら、町民の暮らしをより良くするため、新たな価値を生み出し続ける経営の推進を図り、町民の思いや願いを実現します。

○ 財政運営

公債費の増加などに伴い、将来にわたって負担が重い状況が続く中にあっても、限られた財源を効率的に運用し、持続可能で計画的な財政運営を行います。